

令和5年度補正予算  
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)

# 【はじめに】 補助金を申請及び受給される登録診断機関の皆様へ

本補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

当然ながら、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

補助金を申請される方、採択されて補助金を受給される方は、以下の内容をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ②SIIが定める交付規程
- ③本事業の公募要領
- ④本事業の旅費規程

# 01

- **事業概要について**
  - ▶ 事業概要
- **補助対象事業における各要件について**
  - ▶ 登録診断機関の要件
  - ▶ 事業の要件
  - ▶ 専門家の要件
  - ▶ 準専門家の要件
  - ▶ 診断対象地域の要件
  - ▶ 診断対象者の要件
- **補助対象経費等について**
  - ▶ 補助対象経費
  - ▶ 補助率及び補助金限度額
  - ▶ 補助対象と認められない経費

## 動画の構成

# 02

- **省エネ診断について**
  - 省エネクイック診断
  - 各診断コースのプラン内容
  - 省エネ診断コースによる提案内容について
- **必要な手続きについて**
  - 交付申請の手順
  - 交付申請にあたり必要な書類
  - 交付決定後の手順
  - 事業実施にあたり必要な書類
  - 診断前研修
- **支援活動について**
  - 支援活動の流れ

## 動画の構成

- 中小企業等からの診断申込方法について
  - ▶ 診断申込ページ
  - ▶ 診断申込の手順
  - ▶ 診断申込画面
  - ▶ 診断申込の確認方法
- その他注意事項等について
  - ▶ その他の注意事項
  - ▶ お問い合わせ

# 03

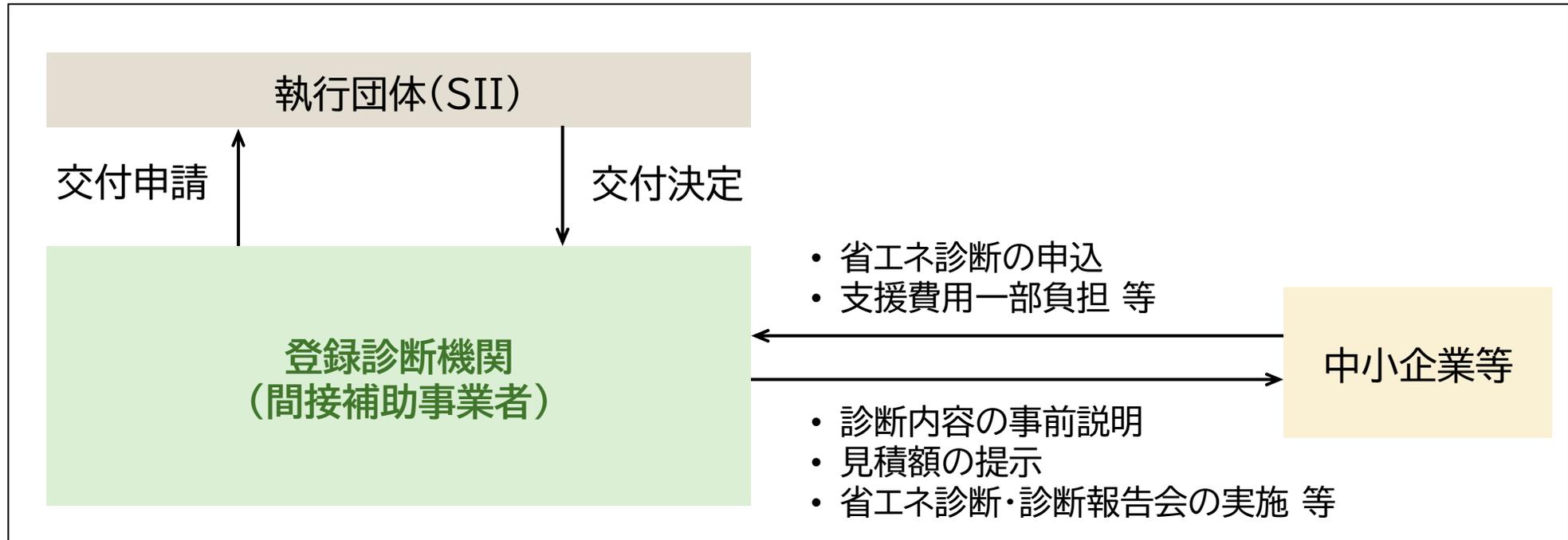
# 事業概要について

---

# 事業概要

本補助金は、中小企業等の工場・ビル等における管理状況の診断(以下、「省エネ診断」という。)の実施に要する経費の一部を支援する補助金です。  
中小企業等から省エネ診断の申込を受け付けた登録診断機関は、省エネ診断を実施し、運用改善や設備投資の提案等を中小企業等へ行います。

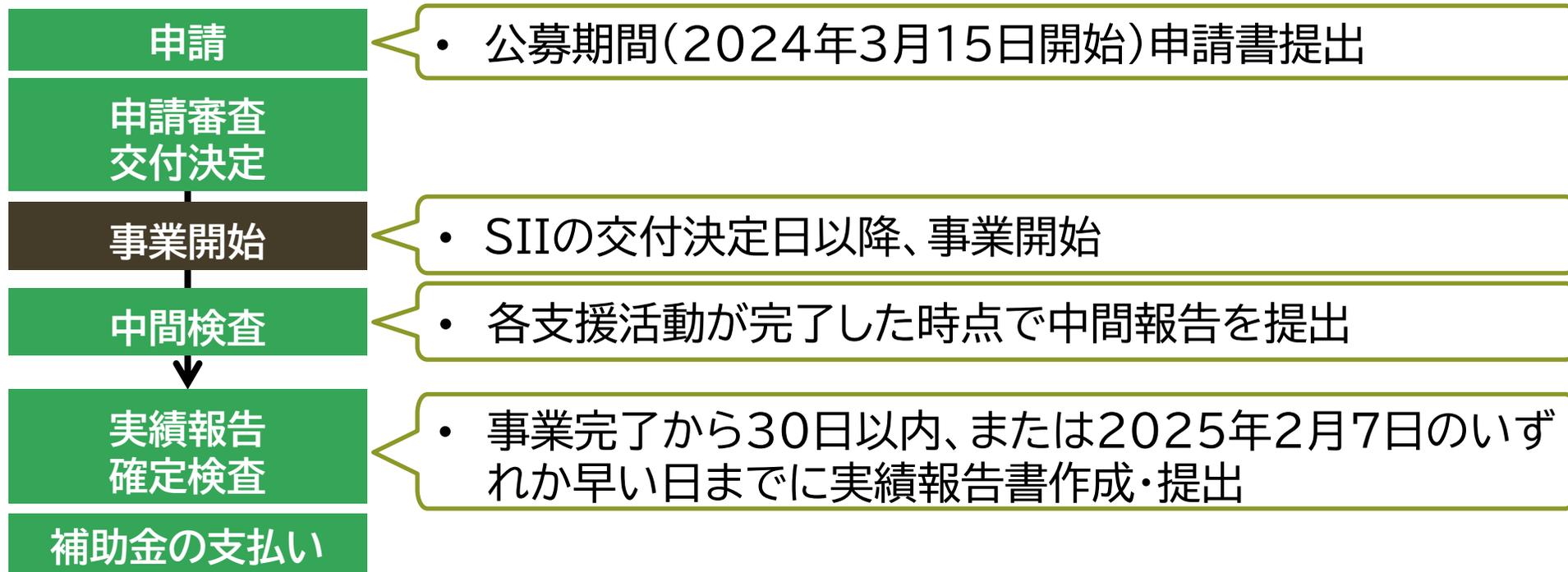
## ➤ 事業スキーム



# 事業概要

➤ 予算額 約17.5億円

➤ スケジュール



※公募期間は、2024年9月30日まで。予算の執行状況に応じて変更する場合があります。

※事業完了日は、2025年1月31日まで。原則として事業に係る全ての支払いを完了すること。

# 補助対象事業における各要件について

---

## 登録診断機関の要件

本事業の間接補助事業者(以下、「登録診断機関」という。)として交付申請を行う者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 登録診断機関は、合理的な計画内容や過去実績から補助事業を実施する能力があると認められ、診断対象者に対して負担額を請求及び回収できる事業者であること。
- ③ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ④ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑤ 補助事業期間に最低10件以上の支援活動が可能な計画を有すること。

## 事業の要件①

本事業の実施にあたって、登録診断機関は以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 省エネ診断と診断報告書の作成、診断結果の報告等(以下、「支援活動」という。)を行うための拠点及び体制、適切な事務処理体制を有し、適正に補助事業の進捗管理ができること。
- ② 補助事業完了までの適切な資金計画を有すること。
- ③ 本事業で定める個人情報取得及び利用に関する同意書に同意できる登録診断機関であること。
- ④ 省エネ取組に係る課題を抱える中小企業等(以下、「診断対象者」という。)からの省エネ診断の申込受付窓口を設置及び運営し、中小企業等からの相談を受け付けること。
- ⑤ 本事業の周知等を目的とした広報活動を実施すること。
- ⑥ 診断対象者へ支援活動を行う前に、SIIが提供する研修テキストによる診断前研修を必ず受講し、確認テストに解答すること。
- ⑦ 診断対象者の省エネルギー等に係る課題やニーズを抽出した上で、診断対象者の事業実施場所に専門家を派遣し、支援活動をきめ細やかに行うこと。

## 事業の要件②

本事業の実施にあたって、登録診断機関は以下の要件を全て満たす必要があります。

- ⑧ 支援活動を行うに当たり、体制内に省エネルギー等に関する専門家を1名以上含めること。なお、体制に含む専門家は、登録診断機関の職員である専門家(以下、「内部専門家」という。)だけではなく、外部の団体等に所属する専門家(以下、「外部専門家」という。)も可とする。事業期間中に新たに専門家を体制に加える場合は、必ず事前にSIIに確認すること。
- ⑨ 体制内の専門家が10名以上である事業者については、原則SIIが定める期間内に1名以上の省エネ診断の実施を補助する者(以下、「準専門家」という。)を登録すること。
- ⑩ 派遣する専門家は省エネ診断1件当たり、2名以内であること。その際専門家は準専門家を1名まで同行させることができる。
- ⑪ 登録診断機関が派遣する専門家は、診断対象者が希望する条件の中で原則最も合理的な経路で移動が可能な専門家を派遣すること。

## 事業の要件③

本事業の実施にあたって、登録診断機関は以下の要件を全て満たす必要があります。

- ⑫ 診断報告書を作成の上、対面又はオンラインで診断報告会を必ず実施すること。  
※診断対象者が対面での実施を希望する場合は、要望に応えること。
- ⑬ SIIが実施する診断対象者向けのアンケート、ヒアリング等に協力することについて、診断対象者から同意を得ること。加えて、登録診断機関もSIIの求めに応じてアンケート、調査等に協力できること。
- ⑭ 請求書は、支援活動を終え、診断報告会実施後に発行すること。また、診断対象者負担額は原則銀行振込により受領すること。
- ⑮ 本事業に関する中間報告、実績報告等をSIIが指定する期限内に対応すること。
- ⑯ 支援活動等の内容を公表できること。  
※診断対象者の機密情報等及び個人情報等はこの限りではない。
- ⑰ 会計検査院による実地検査等の受検に際し、登録診断機関として会社単位で誠実に対応すること。

## 専門家の要件①

診断対象者に対して、省エネ診断を実施できる能力・知識・経験等を有する者であって、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 登録診断機関の管理担当者の要請により、専門家として診断対象者に対し省エネ診断、アドバイス等を行うことができること。
- ② 本事業で指定する資格を有する者、又は省エネルギー関連の実務について、10年以上の経験を有することを職務経歴書等で示せる者、もしくは令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金で専門家として活動することが認められた準専門家であること。
- ③ 外部専門家が所属している団体や企業等が、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ④ 支援可能な地域の都道府県に在住、又は勤務していない専門家を登録する場合は、合理的な理由があること。

## 専門家の要件②

本事業で指定する資格は下表のとおりです。

本事業で指定する資格	
技術士	ボイラー・タービン主任技術者
エネルギー管理士	管工事施工管理技士
建築士	配電制御システム検査技士
建築設備士	エネルギー診断プロフェッショナル
ガス主任技術者(甲・乙)	エネルギー診断プロフェッショナル(ビル実践)
電気工事士(1種)	ビル省エネ診断技術者
電気主任技術者(1種・2種・3種)	EMS審査員
電気工事施工管理技士	
その他上記に類する資格でSIIが認めた資格	

## 準専門家の要件①

省エネ診断の実施を補助する者であって、以下の要件を全て満たす必要があります。  
なお、同一の準専門家が複数の登録診断機関に登録することはできません。

- ① 省エネルギー関連の実務について、5年以上の経験を有することを職務経歴書等で示せること。なお、10年以上の経験が認められる場合は、専門家としての登録を検討すること。
- ② 登録診断機関の管理担当者の要請により、診断対象者に対し専門家が行う省エネ診断、アドバイス等の補助活動が行えること。
- ③ 支援可能な地域の都道府県に在住、又は勤務していない準専門家を登録する場合は、合理的な理由があること。

## 準専門家の要件②

### 【準専門家が専門家として活動する要件について】

以下いずれかの要件を満たした場合は、登録診断機関がSIIへ申告した上で、専門家として活動することができます。

- a. 登録診断機関に所属する専門家が行う支援活動に、3回以上同行すること。  
なお、回数の集計単位は支援活動とし、原則、省エネ診断のみ、又は診断報告会のみへの参加は認めない。
- b. SIIが指定する研修を1回以上受講し、修了すること。

## 診断対象地域の要件

登録診断機関が診断対象者に対して支援活動を行う診断対象地域は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 診断対象地域の単位は都道府県とし、本店・支店を有する都道府県と、隣接する他の都道府県を診断対象地域とすることができる。
- ② 隣接しない他の都道府県を診断対象地域としたい場合は、SIIと協議の上で診断対象地域とすることができる。

## 診断対象者の要件①

診断対象者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 国内において拠点を有する法人及び個人事業主であって、診断対象地域内で、現に事業活動を行っていること。
- ② 本事業で定める「省エネ診断事業参加に関する同意事項」及び「個人情報取得と利用について」に同意し、登録診断機関を通じて申し込みをすることに同意した事業者であること。
- ③ SIIが実施するアンケート、ヒアリング等に協力できること。
- ④ 公的資金で支援する支援先として社会通念上適切と認められない者でないこと。

## 診断対象者の要件②

診断対象者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ⑤ 原則として、「中小企業基本法に定める中小企業者(下表の各区分において、A又はBのいずれかの条件に該当する法人・個人事業主)」。又は、「会社法上の会社に該当しないもので、前年度若しくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所」であること。なお、年間エネルギー使用量を診断対象者が把握していない場合、登録診断機関は、訪問する前に確認すること。

※会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「協同組合」等をいう。

区分(業種等)	A. 資本金の額 又は出資の総額	B. 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

## 診断対象者の要件③

診断対象者は、以下の要件を全て満たす事業者であること。

- ⑥ 中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl以上の事業所は、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」でないこと。なお、前項の事業所に該当する場合は、登録診断機関は診断対象者より、SIIが提供する「みなし大企業に該当しないことの宣誓書」を入手すること。
  - ✓ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
  - ✓ 診断申込時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。
- (注)みなし大企業に該当しない場合は、登録診断機関の責任においてその旨を宣誓すること。宣誓内容に虚偽があった場合には、SIIより補助金の返還を求める。

# 補助対象経費等について

---

# 補助対象経費

登録診断機関が補助事業を実施する上で必要となる費用のうち、以下の細目が補助対象経費です。

区分	細目	内容
事業費	ア.省エネ診断費用	<b>専門家が、診断対象者に対して行う支援活動に係る費用</b> ・省エネ診断コース :50,000円~150,000円 ・効果測定コース :35,000円~105,000円
	イ.旅費	SIIが指定する研修参加や支援活動に係る専門家(準専門家を含む)の旅費 ※別途SIIが定める旅費規程等に準じて、補助対象とする。
	ウ.研修費	専門家が実施する支援活動に準専門家が同行する際の費用(旅費を除く) ※10,000円/支援活動 (1人あたり3回までの同行を上限とする)
	エ.調整費	支援活動に至るまでの事前打ち合わせ等を調整する登録診断機関の費用 ※24,000円/支援活動

# 補助対象経費

登録診断機関が補助事業を実施する上で必要となる費用のうち、以下の細目が補助対象経費です。

区分	細目	内容
事業費	ア.省エネ診断費用	専門家が、診断対象者に対して行う支援活動に係る費用 ・省エネ診断コース :50,000円~150,000円 ・効果測定コース :35,000円~105,000円
	イ.旅費	<b>SIIが指定する研修参加や支援活動に係る専門家(準専門家を含む)の旅費</b> ※別途SIIが定める旅費規程等に準じて、補助対象とする。
	ウ.研修費	専門家が実施する支援活動に準専門家が同行する際の費用(旅費を除く) ※10,000円/支援活動 (1人あたり3回までの同行を上限とする)
	エ.調整費	支援活動に至るまでの事前打ち合わせ等を調整する登録診断機関の費用 ※24,000円/支援活動

## 補助対象経費

登録診断機関が補助事業を実施する上で必要となる費用のうち、以下の細目が補助対象経費です。

区分	細目	内容
事業費	ア.省エネ診断費用	専門家が、診断対象者に対して行う支援活動に係る費用 ・省エネ診断コース :50,000円~150,000円 ・効果測定コース :35,000円~105,000円
	イ.旅費	SIIが指定する研修参加や支援活動に係る専門家(準専門家を含む)の旅費 ※別途SIIが定める旅費規程等に準じて、補助対象とする。
	ウ.研修費	専門家が実施する支援活動に準専門家が同行する際の費用(旅費を除く) <b>※10,000円/支援活動</b> (1人あたり3回までの同行を上限とする)
	エ.調整費	支援活動に至るまでの事前打ち合わせ等を調整する登録診断機関の費用 ※24,000円/支援活動

## 補助対象経費

登録診断機関が補助事業を実施する上で必要となる費用のうち、以下の細目が補助対象経費です。

区分	細目	内容
事業費	ア.省エネ診断費用	専門家が、診断対象者に対して行う支援活動に係る費用 ・省エネ診断コース :50,000円~150,000円 ・効果測定コース :35,000円~105,000円
	イ.旅費	SIIが指定する研修参加や支援活動に係る専門家(準専門家を含む)の旅費 ※別途SIIが定める旅費規程等に準じて、補助対象とする。
	ウ.研修費	専門家が実施する支援活動に準専門家が同行する際の費用(旅費を除く) ※10,000円/支援活動 (1人あたり3回までの同行を上限とする)
	エ.調整費	支援活動に至るまでの事前打ち合わせ等を調整する登録診断機関の費用 ※24,000円/支援活動

# 補助対象経費

## 消費税等の取り扱いについて

- 原則として、補助対象経費として認めない。ただし、申請者が以下a~fのいずれかに該当する場合は、消費税等を補助対象経費に含めることができる。
- 消費税等を補助対象経費に含める場合は、交付規程第20条第1項の規定に基づき、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかにSIIに提出すること。
  - a. 消費税法における納税義務者とならない者
  - b. 免税事業者
  - c. 簡易課税事業者
  - d. 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る)、消費税法別表第3に掲げる法人
  - e. 国又は地方公共団体の一般会計である者
  - f. 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

# 補助率及び補助金限度額

## 補助率及び補助金限度額について

補助率 : 定額

補助金限度額 : 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、減額して採択する場合がある。

## 計画変更に伴う補助金額増減について

- 補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに下回ることが見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の減額(計画変更承認申請)を指示することがある。
- 補助事業の進捗を踏まえ、交付決定時の事業内容(計画)を明らかに上回るが見込まれ、交付決定した補助金額を増額しようとする場合は、予めSIIに計画変更の申請を行い、その承認を受けなければならない。

## 補助対象と認められない経費

- 他の補助金に計上した費用
- 本補助金の申請及び補助金受給の手続き等に係る費用
- 交付決定日前に発生した費用
- 交付決定金額を超える費用
- 本事業以外の補助事業・委託事業で実施される省エネ診断に係る費用
- 他事業補助金の申請代行や、採択後の各種手続きの代行業務
- 本事業の活動以外で作成した成果物に係る費用
- その他SIIが補助対象外と判断したもの

# 省エネ診断について

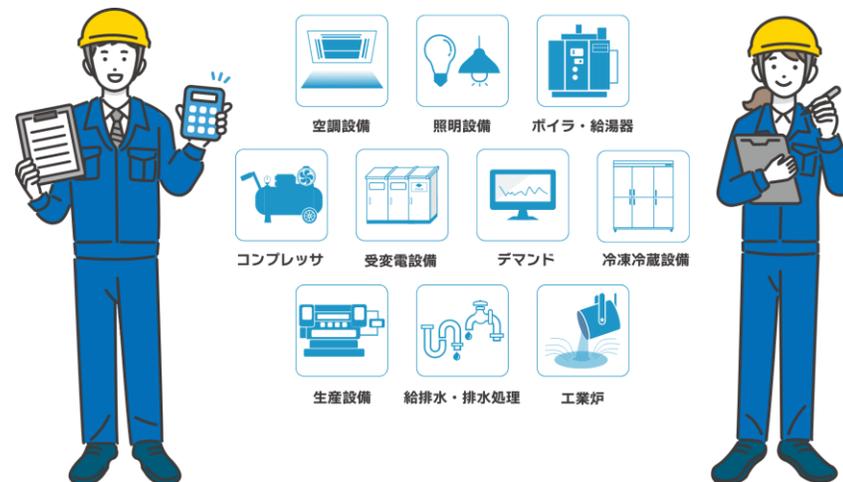
---

# 省エネクイック診断

「省エネクイック診断」とは、省エネ診断の受診を希望する事業者に身近に省エネ活動に取り組んでいただくために、省エネ診断の申込を従来より簡素化し、診断時間や期間を短く、取り組みやすい提案をすることを目標とし、「省エネクイック診断」と呼称しています。

省エネクイック診断では以下を特徴としています。

- Webで簡単に申込
- 契約から報告会まで最短1ヵ月、短期間・短時間(従来比較)
- 即日実行可能な運用改善を提案



# 各診断コースのプラン内容

## ➤ 「省エネ診断コース」

- 中小企業等の工場・ビル等における管理状況の診断を実施し、運用改善・投資改善の提案を行います。

(税抜)

プラン区分	対象設備区分		省エネ診断費用	診断対象者負担額	補助対象経費
設備単位プラン※1	空調設備	冷凍冷蔵設備	各¥50,000	¥5,000	¥45,000
	照明設備	コンプレッサ			
	ボイラ・給湯器	生産設備			
	工業炉	給排水・排水処理			
まるっとプラン※2	受変電設備	デマンド	各¥150,000	¥15,000	¥135,000

※1:「設備単位プラン」は、対象設備区分のうち、最大2設備を対象として診断をするプランです。

※2:「まるっとプラン」は原則3設備を対象としており、診断対象者より4設備以上の診断希望があった場合は登録診断機関と双方合意の上、診断内容を決定してください。

# 各診断コースのプラン内容

## ➤ 「効果測定コース」

- 過去に省エネ診断を受診した事業者を対象に、改善後の管理状況の診断を実施し、評価や提案を行います。
- 当該事業者の省エネ診断の受診日から本事業での省エネ診断の申込までの目安期間については、3か月から3年以内の期間とし、省エネ診断を実施した登録診断機関又は専門家が省エネ診断を実施することができます。なお、省エネ診断実施日から設備の稼働状況に大きな変化がないことを前提とします。

(税抜)

プラン区分	対象設備区分		省エネ診断費用	診断対象者負担額	補助対象経費
設備単位プラン※1	空調設備	冷凍冷蔵設備	各¥35,000	¥3,500	¥31,500
	照明設備	コンプレッサ			
	ボイラ・給湯器	生産設備			
	工業炉	給排水・排水処理			
まるっとプラン※2	受変電設備	デマンド	各¥105,000	¥10,500	¥94,500

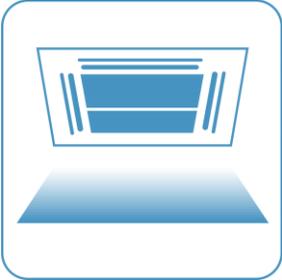
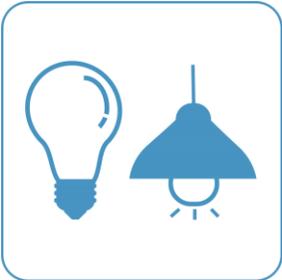
※1:「設備単位プラン」は、対象設備区分のうち、最大2設備を対象として診断をするプランです。

※2:「まるっとプラン」は原則3設備を対象としており、診断対象者より4設備以上の診断希望があった場合は登録診断機関と双方合意の上、診断内容を決定してください。

# 省エネ診断コースによる提案内容について

選択された各設備毎の基本的な提案内容に沿って診断してください。

※以下、代表例

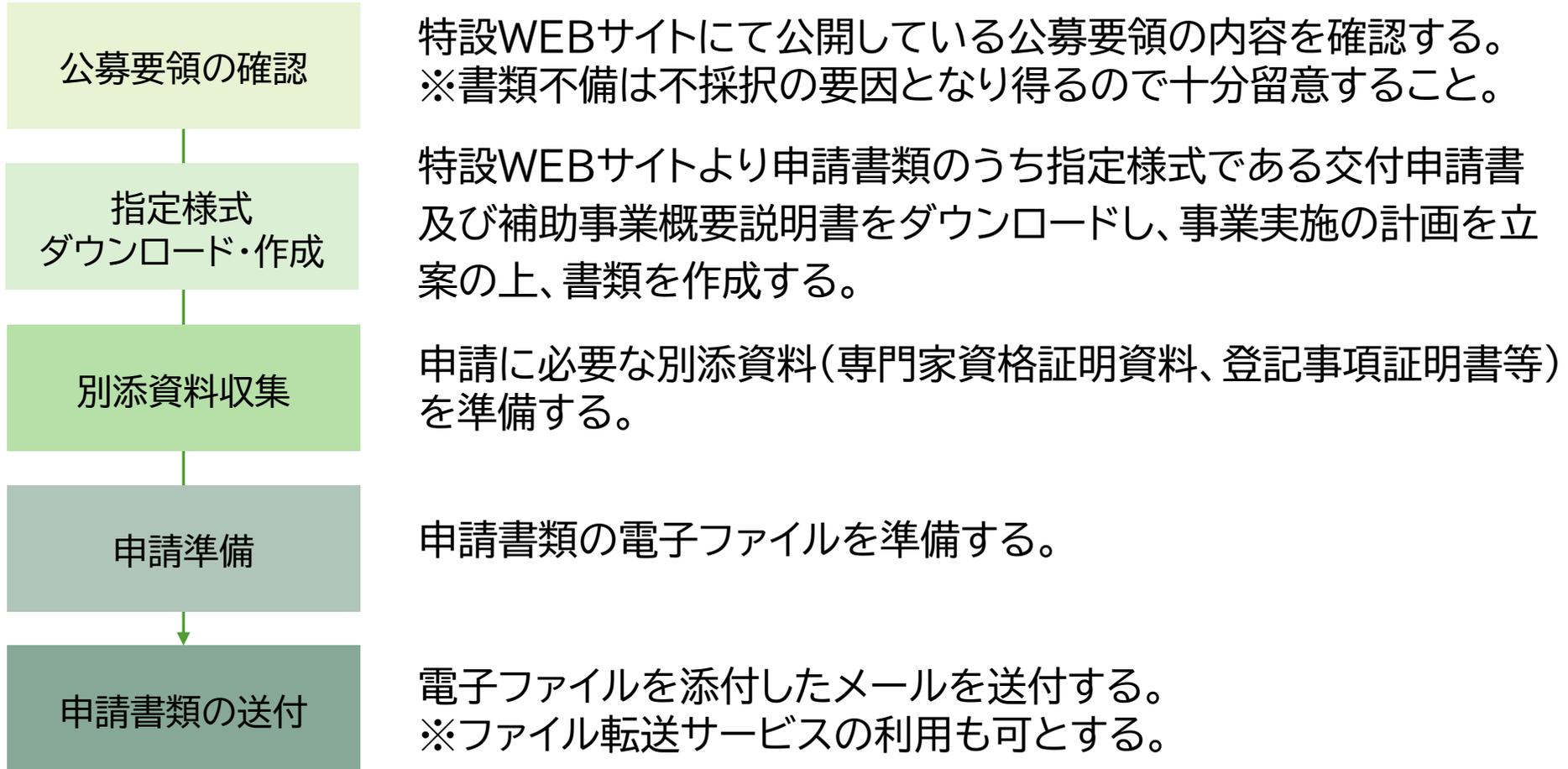
	運用改善	投資改善
 空調設備	<ul style="list-style-type: none"><li>設定温度の適正化</li><li>フィルター等の清掃 (室外機フィン清掃含む)</li><li>冷温水出口温度調整</li><li>外気導入量・換気量の適正化</li><li>室外機への散水、日射対策、移設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>高効率空調機への更新</li></ul>
 照明設備	<ul style="list-style-type: none"><li>不要照明の消灯</li><li>照明の間引き</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>高効率照明への更新</li><li>人感センサーの設置、照度センサーの設置</li><li>個別スイッチ設置</li></ul>

# 必要な手続きについて

---

# 交付申請の手順

本事業の診断機関として交付申請を行う者(以下、「申請者」という。)は、以下の手順で交付申請を行ってください。



# 交付申請にあたり必要な書類

公募情報ページでは、公募要領等の各種資料を掲載しています。  
全ての資料をご確認の上、申請書類を作成してください。

## 公募情報

### 各種資料

#### ■ 公募要領・交付規定等

- PDF 公募要領
- PDF 公募要領変更点
- PDF 交付規程
- PDF 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- PDF 旅費規程

<過去の公開分>

- PDF 公募要領 2023年3月15日公開

#### ■ 申請書類

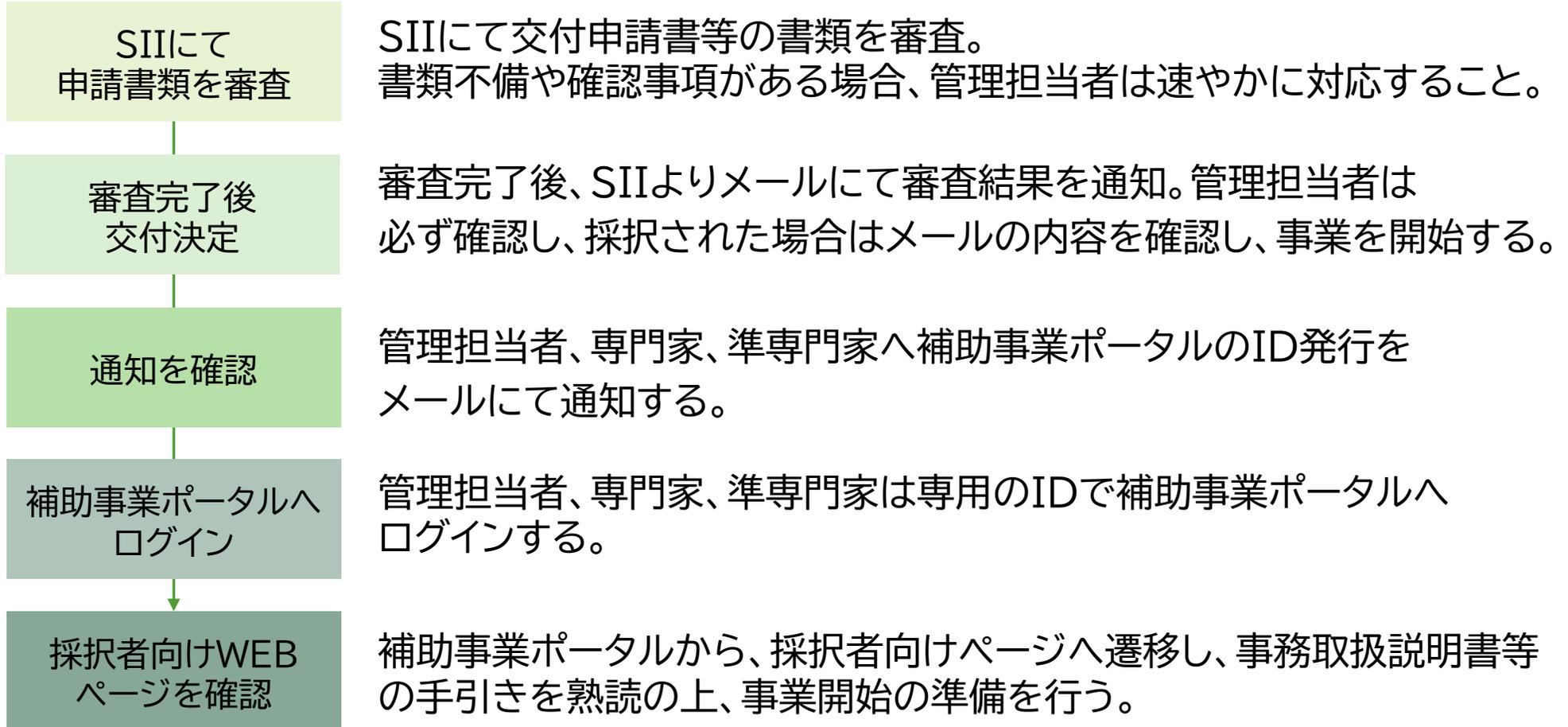
- XJX 交付申請書
- PDF 【記入例】交付申請書
- PDF 個人情報の取得及び利用に関する同意書
- XJX 職務経歴書

・zipファイルで提出すること。  
・ファイル名は「申請書類\_事業者名」とすること。

<ファイル名>  
申請書類  
事業者名.zip

# 交付決定後の手順

申請された書類は、SIIにて審査を行います。審査の過程で確認する事項が発生した場合は、速やかに対応ください。審査完了後、SIIよりメールにて結果を通知します。



# 事業実施にあたり必要な書類

特設WEBサイトの採択者向けページでは、補助事業を実施するにあたり必要な資料を掲載しています。事務取扱説明書等を熟読の上、必要な作成書類を確認してください。

## 採択者向けページ

### 補助事業の実施に係る資料

- 事務取扱説明書・手引き
  - 事務取扱説明書
  - ポータルの手引き
- 関連資料
  - 専門家委嘱状
  - 専門家就任承諾書
  - ヒアリングシート
  - みなし大企業に該当しないことの宣誓書
  - 見積書
  - サービス提供契約書(案)
  - 省エネ診断チェックシート
  - 従事証明書
  - 診断報告書
  - 検収書(案)
  - 請求書
  - 旅費台帳(貼付台紙)
  - 個人情報提供同意(案)
  - ご案内チラシ
  - 事業概要説明資料

# 診断前研修

事業を実施するにあたり、SIIが提供する診断前研修を必ず受講して事業を開始してください。

診断前研修の詳細、及び受講後の支援活動については、次項で説明します。

## 採択者向けページ

### 診断前研修について

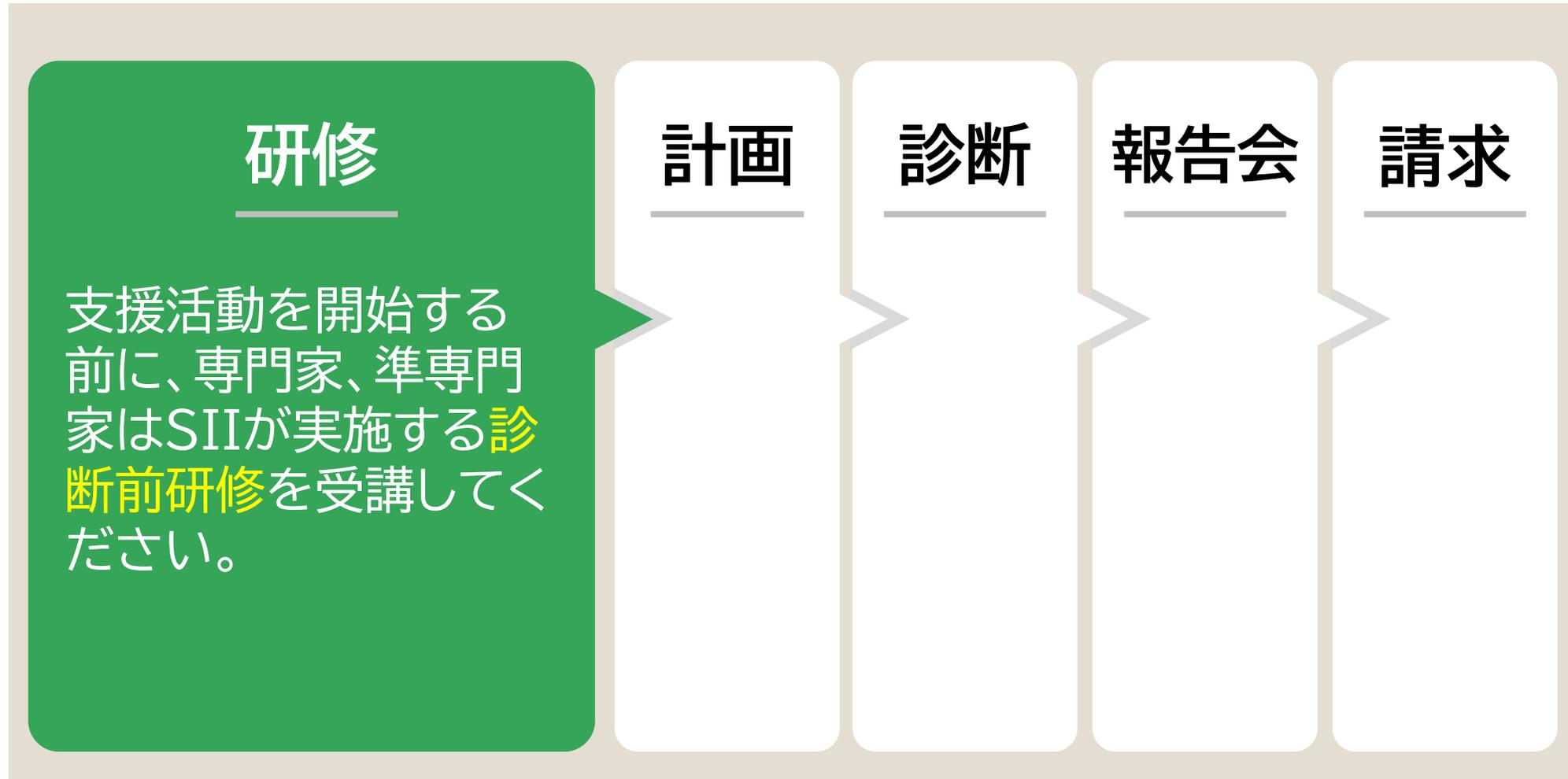
- 受講方法及び補助事業ポータルでの認証作業について  
本事業に関わる専門家、準専門家は、診断対象者へ支援活動を行う前に必ず診断前研修を受講してください。  
テキストによる診断前研修を受講し、確認テストに解答してください。  
確認テスト解答後、認証コードが発行されます。  
発行された認証コードを補助事業ポータルに入力してください。  
補助事業ポータルへの認証コードの入力をもって、診断前研修の受講が完了となります。  
※ 認証コードの入力方法については「ログインの手順(専門家・準専門家向け)」をご確認ください。  
※ 管理担当者は任意受講とします。
- 研修テキスト  
診断前研修テキスト

# 支援活動について

---

# 支援活動の流れ

## ➤ 専門家、及び準専門家の診断前研修について



# 支援活動の流れ

## ➤ 診断前研修について

専門家、及び準専門家の方は、診断対象者へ支援活動を行う前に必ず診断前研修(テキスト研修)を受講してください。本研修で省エネ診断の手法について理解を深めることで、支援活動の質の均一化を図ります。

### I. 改正省エネ法について

#### 1. 改正省エネ法の概要

##### 改正省エネ法の概要

- 2050年CNに向けて、①更なる省エネの深掘り、②需要側等変動再エネの増加などの供給構造の変化を踏まえた需月に省エネ法を改正し、以下の措置を講じている。

##### ① エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネ省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを求むる。

- エネルギーの一次エネルギー換算係数は、**全国一律の全電**

##### ② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、**非化石エネルギーへの転換の進捗状況等の定期的報告**を求むる。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、**小売電気事**に反映する。

##### ③ 電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化】

- **再エネ出力抑制時への需要シフト(上げDR)や需**を促す仕組みを構築。
- 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資する料金化**
- 電気消費機器(トランシーバー機器)への電気需要

Copyright(C)The Energy Conservation Center, Japan 2024

### 2. エネルギーの定義の見直しについて

#### 検討事項①：エネルギーの定義について

(1) エネルギーの定義

- 改正省エネ法では、「化石燃料」(現行法の「燃料」)に該当しないものは全て「非化石燃料」と定義され、非化石燃料並びに化石燃料以外を熱源とする熱及び電気が「非化石エネルギー」となる。

#### ■ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (定義)

第二条 この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱(政令で定めるものを除く。以下同じ)を指す。

2 この法律において「化石燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものを指す。

3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外の燃料を指す。

4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱(第五号ロ及びリにおいて「非化石熱」という。)及び化石燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気(同号ニにおいて「非化石電気」という。)をいう。

- なお、**水素・アンモニア、合成燃料**については、その起源が化石燃料であるものも存在することを踏まえた評価については、引き続き検討する。

#### ■ 化石燃料

- ・ 原油、揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- ・ 可燃性天然ガス
- ・ 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)

#### ■ 非化石燃料(化石燃料以外のもの)

- 副生ガス、副生油(原料からのものを除く)
- 廃プラスチック、不純アルコール、タルビッチ
- 動物植物油、脂肪酸ビッチ、廃油(再生重油)
- 木屑、コヒー粕、廃アルコール、水素、RDF(燃料)、バイオマス由来燃料、アンモニア、合成燃料

※化石燃料、非化石燃料のいずれも、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するものに限る。 出典:資源エネルギー庁

Copyright(C)The Energy Conservation Center, Japan 2024

### 3. エネルギーの使用の合理化に関する措置について

#### 【参考】省エネと非化石エネルギーへの転換の関係

2024年12月24日 省エネルギー小委員会 事務局資料 一部加工

- 現行省エネ法においては、非化石エネルギーは「エネルギー」に該当せず、エネルギー消費原単位等の算定におけるエネルギー投入量から控除されている。こうした中、改正省エネ法では、「非化石エネルギーを含む」全てのエネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換を需要家に求めることとしている。
- なお、改正省エネ法では、これまでと同様、エネルギーは全て原油換算して評価することとしているが、非化石エネルギーは化石エネルギーに比べて燃焼効率が劣る場合があるため、使用するエネルギーを化石エネルギーから非化石エネルギーに転換することによってエネルギー投入量が増加する可能性がある。したがって、事業者によっては非化石エネルギーよりも化石エネルギーを使用した方が燃焼効率がよく、経済合理的である可能性もある。
- こうした非化石エネルギーの特性を踏まえつつ、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を一層後押しするための措置として、エネルギー消費原単位やベンチマークの算定において、非化石エネルギーをエネルギー投入量から一部控除することとしてはどうか。

$$\text{エネルギー消費原単位 又は業種別ベンチマーク} = \frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{生産量等}}$$

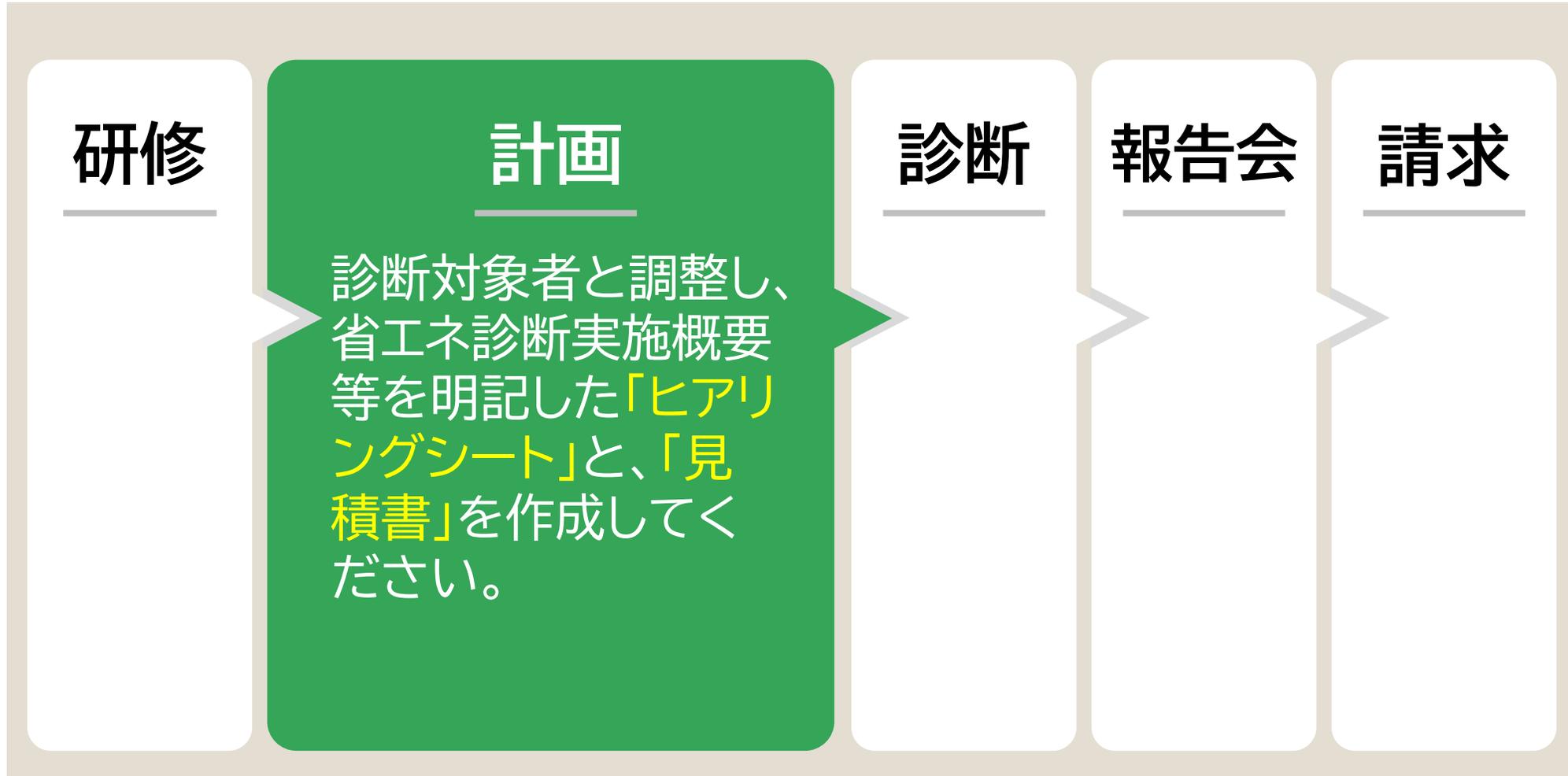
- ・ 電気(系統電気・自家発電太陽光)
- ・ 熱
- ・ 石炭
- ・ 石油
- ・ LNG
- ・ 炭素
- ・ 廃材
- ・ バイオマス 等

➡ 算定時には一部控除

Copyright(C)The Energy Conservation Center, Japan 2024 出典:資源エネルギー庁資料 13

# 支援活動の流れ

## ➤ 支援活動前の計画について



# 支援活動の流れ

## ➤ ヒアリングシート及び見積書について

診断対象者から申込を受け付けた後に、ヒアリングシートを用いて、まず本事業への参加意思及び個人情報提供の同意有無について確認の上、診断実施日や対象となるプランと設備、具体的な課題・ニーズ等をヒアリングしてください。その内容に基づき、見積書を診断対象者へ提示して合意形成を図ってください。

**令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)**  
ヒアリングシート

申込番号  
〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 月 〇 日

**1. 診断対象者情報**

事業名  
業種  
従業員数  
省エネ  
事業内容  
事業所  
郵便番号  
都道府県  
市区町村  
丁目・番地  
建物名  
電話番号  
担当者  
氏名  
メールアドレス

**確認事項**

中小企業等に定められた中小企業であること  
前年度もしくは過去1年度のエネルギー使用量が1,500kWh未満の事業所であること  
中小企業等が省エネ診断事業に参加することに同意を得ていること  
中小企業等が個人情報提供に同意を得ていること

**2. 実施スケジュール**

省エネ診断実施日  
報告書交付予定日

**3. 派遣専門家情報**

No.	区分	姓	名
01	専門家		
02	準専門家		

**4. 診断コース**

省エネ診断コース  
効果測定コース

**5. 実施プラン**

設備区分	設備単位プラン	省エネプラン
空調設備	冷凍冷蔵設備	
照明設備	コンプレッサ	
ボイラ・給湯器	冷凍設備	
工業炉	給排水・排水処理	
受変電設備	アセント	

**6. 診断内容詳細**

設備区分	エネルギー種別	台数	運用改善/設備更新	省エネ課題

**御見積書**

御中

担当:

**御見積金額** ¥0

事業名 令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)

見積日 令和 年 月 日  
見積番号  
見積有効期限 令和 年 月 日

<診断コース>  
省エネ診断コース

<診断プラン>

項目	数量	単価	金額	備考
<b>設備単位プラン</b>				
空調設備		¥ 50,000	¥ -	
照明設備		¥ 50,000	¥ -	
ボイラ・給湯器		¥ 50,000	¥ -	
工業炉		¥ 50,000	¥ -	
受変電設備		¥ 50,000	¥ -	
冷凍冷蔵設備		¥ 50,000	¥ -	
コンプレッサ		¥ 50,000	¥ -	
生産設備		¥ 50,000	¥ -	
給排水・排水処理		¥ 50,000	¥ -	
アセント		¥ 50,000	¥ -	
<b>まるっとプラン ※診断する設備については特記事項参照</b>				
まるっとプラン		¥ 150,000	¥ -	
合計		0	¥ -	
診断費用	¥0 (税抜)			
		診断対象者負担額	¥ - (税込)	
		消費税(10%)	¥ -	
		診断対象者負担額	¥ - (税込)	

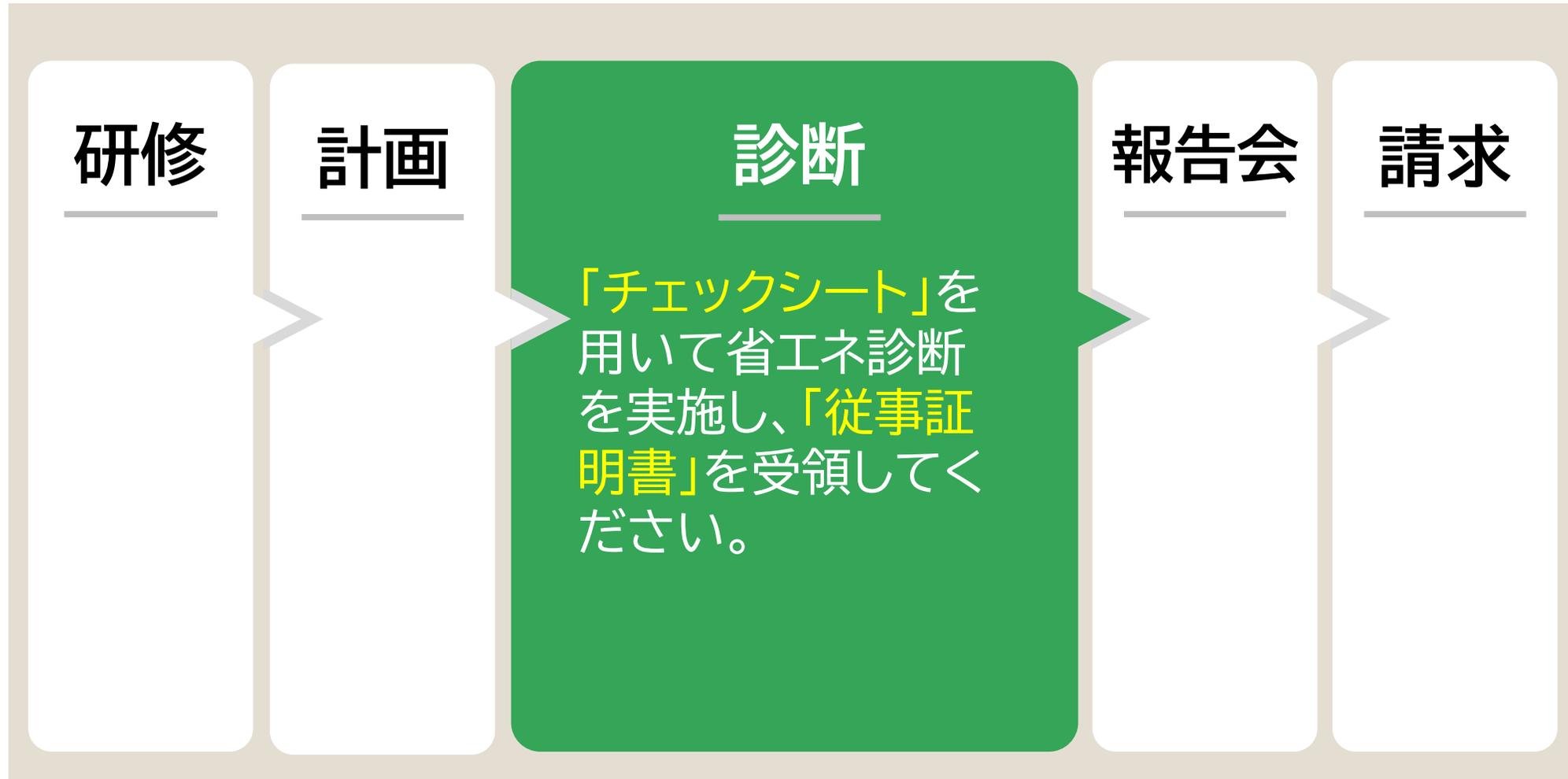
<実施内容>

- 省エネ診断実施(詳細は別紙参照)
- 診断報告書作成・提出
- 診断報告会実施

<特記事項>

# 支援活動の流れ

## ➤ 省エネ診断の実施について



# 支援活動の流れ

## ➤ チェックシート及び従事証明書について

診断当日は特設WEBサイトからダウンロードしたチェックシートに従って、対象設備を診断してください。

診断完了後、診断対象者に従事証明書へ記名押印または署名を依頼してください。

令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）  
省エネ診断チェックシート

省エネ診断実施日		令和 年 月 日		支援活動実施者		工場・ビル等における全体のエネルギー使用量				
診断対象者				専門家①		電気	ガス	その他1	その他2	
コース・プラン (どちらかに○)		省エネ診断コース	効果測定コース	専門家②		kWh				
		設備単位プラン	まるっとプラン	準専門家						

対象設備	設備区分	チェック	項目	診断内容	メモ
□	空調設備	<input type="checkbox"/>	設定温度の適正化	季節に応じた室内温度・温度の適正管理をしていますか	使用エネルギー種別:
		<input type="checkbox"/>	フィルター等の清掃(室外機フィン清掃含む)	フィルター清掃や室外機のフィン洗浄を、定期的に行っていますか	
		<input type="checkbox"/>	冷温水出口温度調整	冷房負荷・暖房不可が少ない時、冷水・温水出口温度を緩和していますか	
		<input type="checkbox"/>	外気導入量・換気量の適正化	外気導入量は適正ですか(管理基準:室内CO <sub>2</sub> 濃度800~950ppm)	
		<input type="checkbox"/>	室外機への散水、日射対策、移設	夏季、室外機の日よけや散水を実施しているか 窓の日射対策(窓簾の締結、ブラインド、カーテン等)をしていますか	
		<input type="checkbox"/>	高効率空調機への更新	高効率空調設備に更新していますか	
□	照明設備	<input type="checkbox"/>	不要照明の消灯	窓際照明の消灯(昼光利用)を実施していますか 空室や昼休み時間等、不要時は消灯していますか	使用エネルギー種別:
		<input type="checkbox"/>	照明の引き	日照時間に合わせて、外灯の点灯時間・灯数に調整していますか	
		<input type="checkbox"/>	照明の引き	照明の引きき点灯を実施していますか	
		<input type="checkbox"/>	高効率照明への更新	LED照明に更新していますか	
		<input type="checkbox"/>	人感センサーの設置、照度センサーの設置	トイレや倉庫等:照明の点滅に人感センサーを採用していますか 自動調光による減光や消灯を実施していますか	
		<input type="checkbox"/>	個別スイッチ設置	照明回路を細分化し、不在エリア等を消灯できるようにしていますか	

令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)  
従事証明書

掲題の事業において、当該活動の従事者は以下の内容で従事したことを証明します。  
また、当該活動は中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業の活動であり、  
従事者から営業行為を受けておりません。

登録診断機関入力欄

従事区分	省エネ診断 / 効果測定 / 報告会
実施日	令和 年 月 日
診断対象者 事業者名	
診断実施場所	

※報告会については、診断対象者の要望に応じてオンライン開催も可

役割	従事者氏名	実施方式
専門家		対面 / オンライン
		対面 / オンライン
準専門家		対面 / オンライン

診断対象者入力欄

令和 年 月 日

診断対象者名  
(事業者名) : \_\_\_\_\_

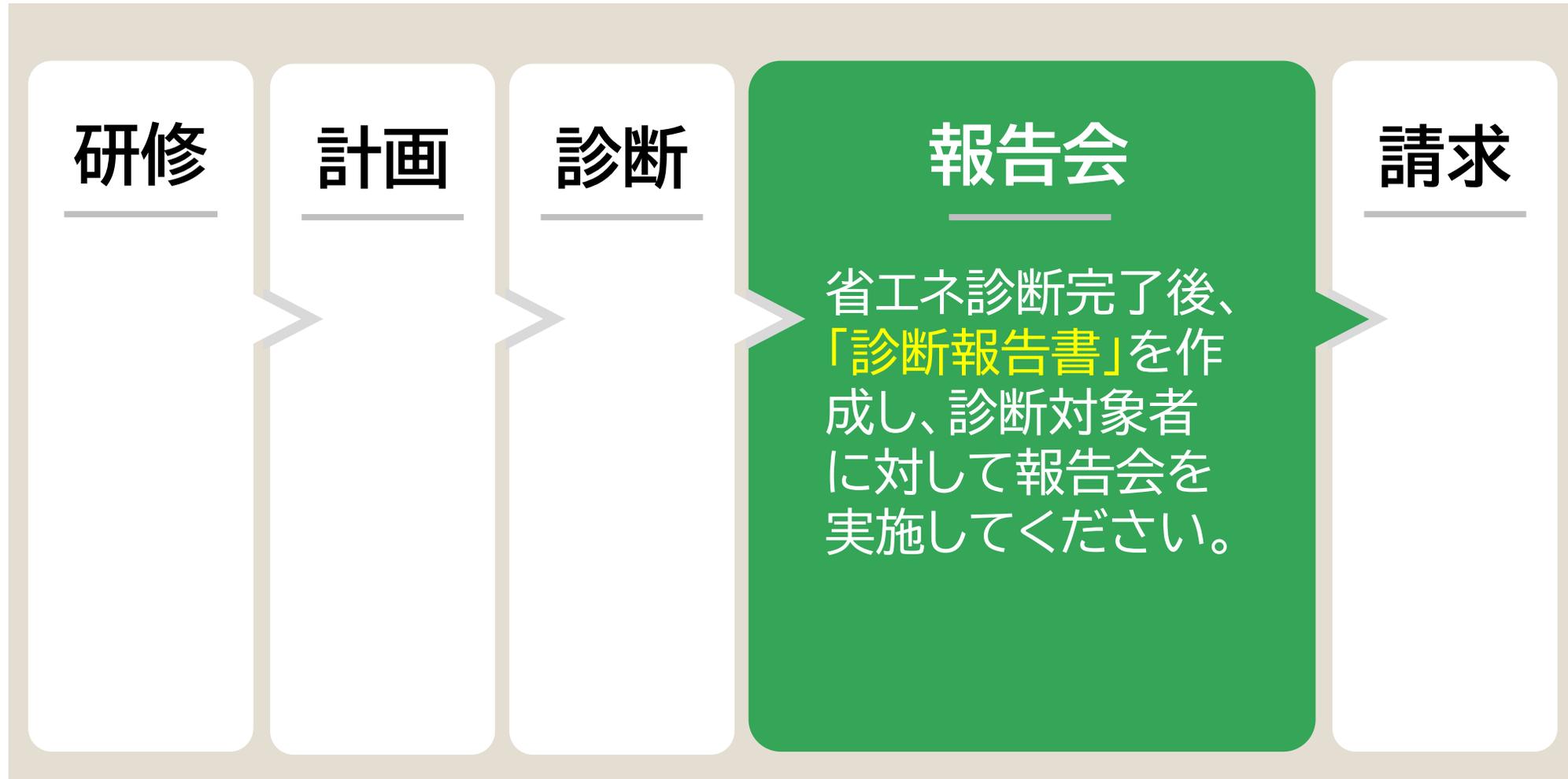
部署: \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_  
(記名押印または署名)

# 支援活動の流れ

## ➤ 診断報告書作成～報告会実施について



# 支援活動の流れ

## ➤ 診断報告書について

診断報告書は、省エネ診断を実施した専門家が作成してください。なお、工場・ビル等における全体のエネルギー使用量についても記載し、診断対象者へ診断結果を報告する前に、必ず内部で事前確認の上、報告会を実施してください。

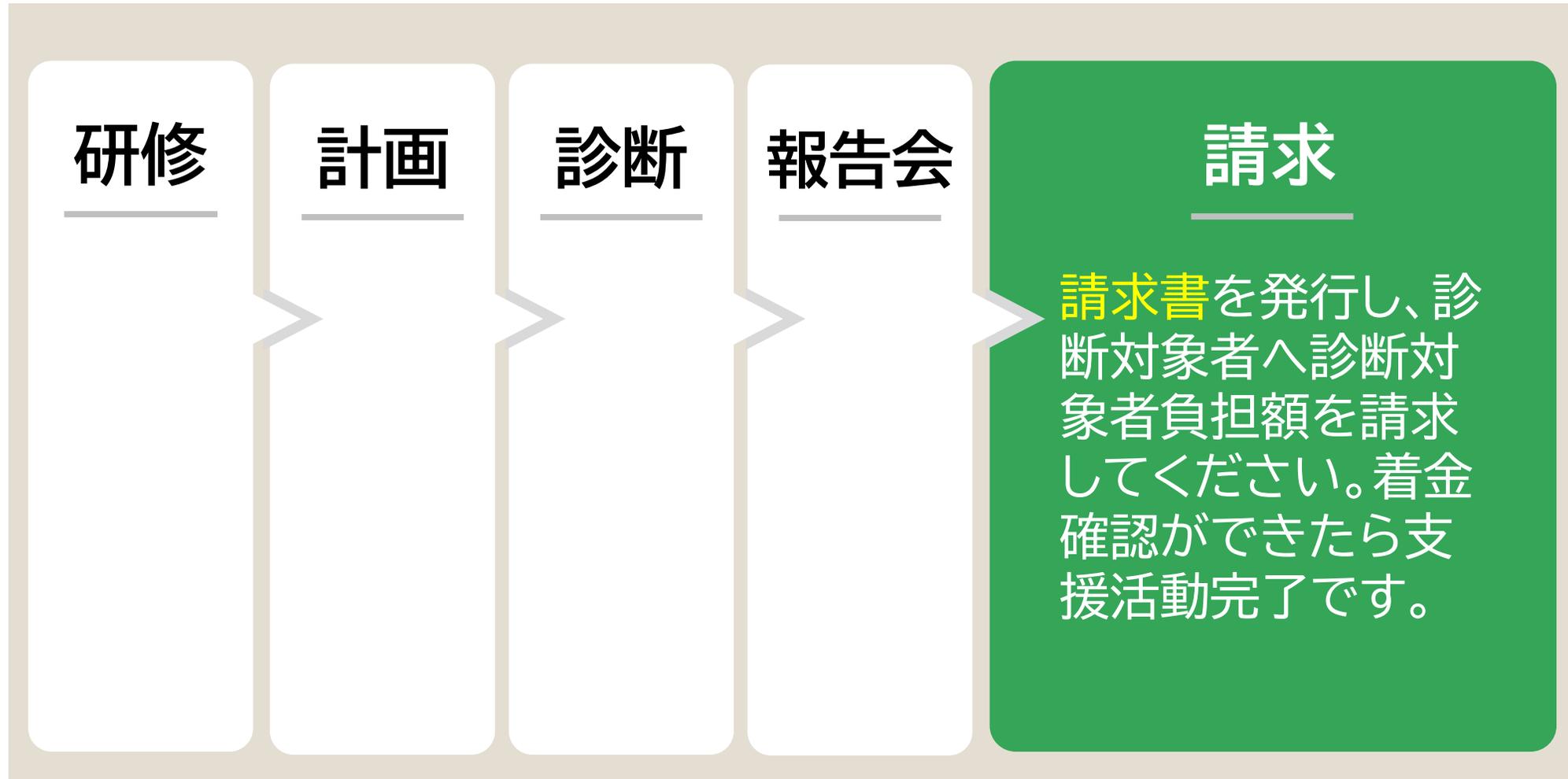
診断計画No.: SK-00000000				
株式会社〇〇工業 御中				
令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 (中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)				
<b>診断報告書</b>				
令和6年4月3日				
診断対象者	株式会社〇〇工業			
診断実施場所	株式会社〇〇工業 △△事業所			
登録診断機関	省エネ診断株式会社			
支援活動実施者	専門家 省エネ 次郎			
	準専門家			
省エネ診断実施日	令和6年4月1日			
報告会実施日	令和6年4月5日			
診断コース	省エネ診断コース			
省エネ診断プラン	設備単位プラン			
対象設備区分	空調設備	-	照明設備	-
	ボイラ・給湯設備	○	工業炉	-
	受変電設備	-	冷凍冷蔵設備	-
	コンプレッサ	-	生産設備	-
	給排水・排水処理	-	デマンド	-

診断総括				
1. 総括				
<p>事業所において、使用しているエネルギーの割合はガス(LPG)が9割以上となっており、ガス(LPG)の主な使用先としては乾燥工程における熱風等に使用しています。 今回の診断で運用改善1件、投資改善1件を提案しています。 運用改善提案については、比較的实施が容易であるため、稼働が低い時期での取り組みを期待しております。</p>				
2. エネルギー使用状況・省エネポテンシャル				
① 工場・ビル等における全体のエネルギー使用量				
<エネルギー種別>	<使用量>	<原油換算>	<CO2換算>	
電気	38,900.0 kWh	9,795 kJ	t-CO2	
ガス	70,000.0 kg	91,745 kJ	t-CO2	
その他1			t-CO2	
その他2			t-CO2	
		合計 101,540 kJ	t-CO2	
② 診断対象設備のエネルギー使用量(任意)				
<エネルギー種別>	<使用量>	<原油換算>	<CO2換算>	
電気	20,000.0 kWh	5,038 kJ	t-CO2	
ガス	50,000.0 kg	65,532 kJ	t-CO2	
その他1			t-CO2	
その他2			t-CO2	
		合計 70,568 kJ	t-CO2	
③ 診断対象設備のエネルギー削減量(任意)				
<エネルギー種別>	<使用量>	<原油換算>	<CO2換算>	
電気	2,780.0 kWh	0,700 kJ	t-CO2	
ガス	10,680.0 kg	13,898 kJ	t-CO2	
その他1			t-CO2	
その他2			t-CO2	
		合計 14,098 kJ	t-CO2	
④ 省エネポテンシャル ※原油換算値での比較(任意)				
現状の原油換算値	運用改善	投資改善	原油削減量	改善後の原油換算値
101,540 kJ			14,698 kJ	86,842 kJ
現状のCO2排出量	運用改善	投資改善	CO2削減量	改善後のCO2排出量
t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2	t-CO2

診断詳細						
3. 省エネ診断メニュー						
① 対象設備						
診断内容	設定温度の変更					運用改善
詳細	ヒートポンプ配湯器の沸き上げ温度が90℃に設定されており、放熱量が多い状況となっています。沸き上げ温度設定値を下げ、消費電力を削減することが可能です。設定温度を低く過ぎると、機器の発生や、衛生上の問題が生じる可能性があるため、設定変更は段階的に注意して実施してください。					
使用エネルギー	電灯					
任意項目	省エネルギー量 kWh	原油削減量 [kJ]	CO2削減量 [t-CO2]	費用削減額 [千円/年]	投資額 [千円]	回収年 [年]
	2780	0.620	0.000	55		
② 対象設備						
診断内容	高効率機への更新					投資改善
詳細	現状稼働しているボイラ(2)は必要蒸気量に対して、容量も過大であり稼働率も低い。ため、低効率な運転となっています。導入当時の生産量に応じて容量選定を行っていたと考えられますが、現在の生産量に合わせた最適な容量の高効率ボイラに更新して、省エネを図ることが可能です。					
使用エネルギー	LPG					
任意項目	省エネルギー量 kg	原油削減量 [kJ]	CO2削減量 [t-CO2]	費用削減額 [千円/年]	投資額 [千円]	回収年 [年]
	10680	13,805	1582,501	1100	5000	4.5
③ 対象設備						
診断内容						
詳細						
使用エネルギー						
任意項目	省エネルギー量 [kJ]	原油削減量 [kJ]	CO2削減量 [t-CO2]	費用削減額 [千円/年]	投資額 [千円]	回収年 [年]

# 支援活動の流れ

## ➤ 診断対象者負担額の請求について



# 支援活動の流れ

## ➤ 請求書及び振込証明書類

診断報告会を実施した後、直ちに請求書を発行してください。請求書受領日より原則7日以内に銀行振込にて入金するよう依頼してください。  
入金確認後は振込証憑を入手して、SIIへ提出してください。

請求書				
御中		登録番号		
御請求金額		¥0		
事業名	令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 (中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)		請求日	令和 年 月 日
取引期間			請求番号	
			お支払期限	令和 年 月 日
<省エネ診断コース>				
項目	数量	単価	金額	備考
設備単位プラン				
空調設備		¥ 50,000	¥ -	
照明設備		¥ 50,000	¥ -	
ボイラ・給湯器		¥ 50,000	¥ -	
工業炉		¥ 50,000	¥ -	
受変電設備		¥ 50,000	¥ -	
冷凍冷蔵設備		¥ 50,000	¥ -	
コンプレッサ		¥ 50,000	¥ -	
生産設備		¥ 50,000	¥ -	
給排水・排水処理		¥ 50,000	¥ -	
デマンド		¥ 50,000	¥ -	
まるっとプラン				
まるっとプラン		¥ 150,000	¥ -	
合計	0		¥ -	
診断費用	¥0 (税抜)	診断対象者負担額	¥ -	(税抜)
		消費税(10%)	¥ -	
		診断対象者負担額	¥ -	(税込)
<備考>				
-振込手数料につきましては、貴社にて御負担いただきますよう、お願い申し上げます。				
<振込先情報>				
銀行名		支店名		
口座種別		口座番号		
名義				

〇〇銀行インターネットバンキング 取引結果照会				出力日: 20XX年△月△日		
申請番号	000987654321					
出金口座	〇〇支店 普通 9876543					
振込依頼人名	(株)〇〇					
振込指定日	20XX年〇月〇日					
申請者	〇〇 〇〇		承認者	×× ××		
依頼日	20XX年〇月〇日		承認期限	20XX年×月×日		
承認者宛メモ	-		承認日	20XX年×月×日		
			差戻事由	-		
合計件数	1 件	支払金額合計	15,840円	振込金額合計	15,840円	
		先方負担手数料合計	0円	振込手数料合計	220円	
<b>状況 : 振込完了</b>						
登録名 受取人名	金融機関名 支店名	科目 口座番号	支払金額(円)	先方負担手数料 (円)	振込金額(円)	振込手数料(円)
(株)A販売 カエーパルバイ	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 支店	普通 0123456	15,840	0	15,840	220
株式会社〇〇〇銀行						
https://bk〇〇.co.jp/intnetbk/kanryo.html						

※ 振込証明書類は一例であり、各金融機関によって、フォーマットは異なります。

# 中小企業等からの診断申込方法について

---

# 診断申込ページ

診断の受診を希望する中小企業等(診断対象者)は、特設WEBサイトから省エネ診断の申込を行うことができます。



## 診断の申込へ

省エネクイック診断  
はコチラ!



## 診断機関の登録へ

登録診断機関申請  
はコチラ!



# 診断申込の手順



## 中小企業者等 診断の申込へ

都道府県・コースの選択

検索結果より登録診断機関を選択

各種確認事項に同意した上で申込フォームへ

必要情報を入力

申込完了

# 診断申込画面

中小企業等が診断を申込む際は、希望する都道府県、又はコース(プラン)を選択した上で、登録診断機関を検索できます。

検索結果の中から登録診断機関を選び、診断申込へ進みます。

## 検索画面

The search screen is divided into two main sections. The top section, titled 'エリア(事業実施場所住所)の選択' (Area Selection), allows users to select a region from a list of 47 prefectures and Tokyo, with a map of Japan on the right. The bottom section, titled '診断コース・プランの選択' (Diagnosis Course/Plan Selection), offers three options: '省エネ診断コース' (Energy-saving diagnosis course), '効果測定コース' (Effect measurement course), and '設備単位プラン' (Equipment unit plan). The '設備単位プラン' option includes a list of equipment types such as air conditioning, lighting, and elevators.

## 申込者情報入力画面

The applicant information input screen is titled '事業者情報入力' (Business Information Input). It contains several input fields: '会社名\*' (Company Name) with a dropdown menu, '業種大分類\*' (Major Industry Classification) with a dropdown menu, '分類項目名\*' (Classification Item Name) with a dropdown menu, and '法人番号\*' (Legal Entity Number) with a text input field. Below these are fields for '本社所在地\*' (Head Office Location), including '郵便番号\*' (Postal Code), '市区町村\*' (City/Town/Village), '丁目・番地\*' (Block/Number), and '建物名\*' (Building Name). There is also a checkbox for '診断実施場所\*' (Diagnosis Location) with a dropdown menu.

## 希望メニュー確認画面

The confirmation screen is titled '希望診断メニュー' (Desired Diagnosis Menu). It shows the selected course as '省エネ診断コース' (Energy-saving diagnosis course). Below this, there are two sections for equipment unit plans. The first section, 'まるっとプラン' (Marutto Plan), is selected and includes a note about the number of equipment units. The second section, '設備単位プラン' (Equipment Unit Plan), is unselected and includes a note about the maximum number of equipment units. At the bottom, there is a summary table of costs:

診断費用	150,000 円
診断負担額(税抜)	15,000 円
消費税	1,500 円
診断負担額(税込)	16,500 円

A button at the bottom right says '申込み内容確認に進む' (Proceed to confirm application details).

※イメージ画面

# 診断申込の確認方法

申込時に入力した情報は、自動的に補助事業ポータルへ連携されます。  
管理担当者は、SIIより配信されるメール及び補助事業ポータルにて申込内容を確認し、支援活動を開始してください。



省エネ診断 省エネ診断 診断機関詳細 省エネ診断 申込・診断計画検索

### 申込・診断計画検索 画面

検索条件

▼ 検索対象選択

検索情報  診断計画  中小企業申込

▼ 診断計画検索条件

診断計画No	<input type="text"/>	法人番号	<input type="text"/>
事業者名	<input type="text"/>	省エネ診断実施日	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
見積番号	<input type="text"/>	ステータス	一なし

検索結果: 診断計画

No	操作	診断計画No	事業所名	事業者名	診断メニュー	見積番号	省エネ診断実施日	報告会実施日	ステータス
1	<a href="#">[詳細]</a>	SK-00000001	検証事業所	検証事業者	空調設備、コンプレッサ		2023/02/15	2023/02/15	診断実施前

※イメージ画面

# その他注意事項等について

---

## その他の注意事項

### ① 営業行為の禁止

本事業は、省エネルギーの推進を図るため、公的な国庫補助金を財源として行う補助事業の一環であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止としています。万が一、診断対象者からの通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があったと判断した場合は、補助対象経費の精算が認められません。もしくは、登録診断機関及び専門家・準専門家の登録を解除する場合があります。

### ② 補助金適正化法の違反等

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

# お問い合わせ

本動画において説明した書類やシステムに関するご不明点等については、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

ナビダイヤル

0570-099-013

IP電話用番号

042-204-0564

受付時間

10:00~12:00、13:00~17:00  
(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ

<https://shoeneshindan.jp/shindan/>